

新座市開発行為等の基準及び手続に関する 条例を一部改正しました【令和8年4月1日施行】

新座市では、「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」に基づく開発行為等において、事業区域に接する公道及び本市に帰属される開発道路に関し、道路管理者が交通安全上必要と判断した場合は、事業者に対し、努力義務の範疇で道路反射鏡及び道路照明灯を設置するよう指導しております。

しかしながら、努力義務の範疇では開発行為等に起因した交差点の見通し悪化等が生じているにもかかわらず道路反射鏡及び道路照明灯が適切に整備されない場合があることから、「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」の一部を改正し、**道路反射鏡及び道路照明灯の設置を事業者**に義務付けることといたしました。



改正後	改正前
(一般廃棄物集積施設) 第12条 [略]	(一般廃棄物集積施設) 第12条 [略]
(交通安全施設) 第12条の2 開発行為等を行う者は、市長が別に定める基準に従い、交通事故の防止を図るために市長が必要と認める場所に、 道路反射鏡又は道路照明灯を設置しなければならない。	

当該規定は、**令和8年4月1日以降**に提出される「新座市開発行為等事前協議申出書」から適用されます。

お問い合わせ

【開発行為等の手続について】

新座市 まちづくり未来部 都市計画課 開発指導係
☎048-477-3989(直通)

【整備基準について】

新座市 インフラ整備部 道路管理課 管理係
☎048-477-4596(直通)

